

高校生等奨学給付金

(奨学のための給付金)【家計急変分】について

= 制度改正に伴い、対象世帯が拡充されました =

「高校生等奨学給付金(家計急変分)のご案内」及び「家計急変の申請に必要なもの」をご覧ください。給付対象と思われる場合は、柏原高校事務室(0795-72-1166自動応答6)までお申し出ください。(とりわけ7月2日以降から8月中に家計急変されている場合は、急ぎお申し出ください)

その後、オンライン申請システムにログインしてお手続きください。なお、オンライン申請システムログイン用IDとPW、マイナンバーの取り扱い、操作マニュアルについては、【通常分】と同様です。

・7月1日以前の家計急変分

申請期限 令和8年9月18日(金)

・7月2日以降の家計急変分

申請期限 随時(すみやかに)